

日本内分泌攪乱物質学会 森田賞授与規定

<総則>

1. 日本内分泌攪乱物質学会研究発表会の質的向上と若手発表の活性化をはかり、その恒常的發展を推進するとともに、第2代内分泌攪乱化学物質学会会長として学会を長く牽引されてこられた、森田昌敏先生のご功績をたたえ、森田賞を設ける。
2. この助成制度規定は日本内分泌攪乱物質学会 研究発表会規則第12条による。

<資格>

3. 次項を満たす者とする。
 - (1) 本学会会員で筆頭発表者として研究発表会でポスター発表を行った者。
 - (2) 学会開催時に満40歳未満、または40歳以上で博士または修士の学位取得後20年未満の者。

<審査委員>

5. 本学会理事で研究発表会参加者のうち、大会実行委員長の指名する委員（若干名）により審査委員会を構成する。

<受賞者の決定>

6. 審査委員は抄録・ポスター内容・発表態度を点数化して採点し、ポスター発表終了時に結果をもとに審査委員会で受賞者を決定し、大会実行委員長に推薦する。なおCOIに抵触（共著者、同一の研究室に所属する者、過去2年以内に共同研究の実績がある者）する発表に関しては審査できない。
7. 受賞者数は3名以内とする。
8. 本賞授受者は研究発表会の閉会式に出席し、大会実行委員長から授受される。
9. 副賞として2万円を贈呈する。
10. 森田賞にかかる費用は、本学会の予算から拠出する事とする。

<細則の改訂>

11. 本賞の規定は理事会の承認を経て改変出来る。

<補則>

12. この助成制度の規定（細則）は2024年12月16日から施行する。